

介護サービス事業所実地指導結果について

訪問看護  
訪問リハビリテーション

# 実地指導における指摘事項の種類

## 文書指摘

- 指導後に改善内容を確認する必要があり、改善報告書にて改善内容の確認が必要な事項です。（例：人員、設備及び運営基準違反、介護給付費の過誤等）

## 口頭指摘

- 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項です。

## 助言

- 法令又は通知等の違反は認められないものの、施設や事業所の運営等の観点から改善が望ましい事項です。

### 【看護師等の員数】

訪問看護ステーションにおける看護職員の員数について、常勤換算方法で人員基準（2.5以上）を満たしていない。

指定訪問看護ステーションにおける看護職員の員数については、常勤換算方法で2.5以上と定められていますが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであることから、適切な員数の人員確保に努めてください。

## 【管理者の責務】

従業者の管理及び業務について、法人により一括管理されていたため、訪問看護ステーションの管理者が当該事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握をできる状況になかった。

訪問看護ステーションの管理者が当該事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行えるようにしてください。

### 【勤務体制の確保等】

勤務表が併設事業所と区別せず一括作成されており、訪問看護ステーションとして従業者の勤務体制を定めていない。

事業所ごとに勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容等を明確にしてください。

### 【勤務体制の確保等】

雇用契約書や辞令等により従業者の職務が明確になっていない。

同一従業者について、複数の事業所または職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の所属及び職務を明示してください。

## 【勤務体制の確保等】

訪問看護ステーションの看護職員による、通所介護事業所における看護業務への従事について、事業所間の連携が書面で確認できない。

訪問看護ステーションの看護職員が、通所介護事業所において看護業務を行う場合は、同一法人であっても事業所間で契約書や覚書等を取り交わすことにより、通所介護事業所との連携について書面で明確にしてください。

### 【運営規程】

通常の事業の実施地域が明確になっていない。

通常の事業の実施地域は、市町村名や地区名等により客観的に区域が特定されるよう設定してください。

### 【サービス提供の記録】

実際の提供時間を記入していない。

サービス提供記録における提供時間の記載について、計画上の提供時間ではなく実際にサービスを提供した時間を記載してください。

## 【秘密保持等】

個人情報利用同意書において、家族の署名欄を設定していない。

サービス担当者会議等において、利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するために、利用者本人の個人情報については利用者本人の、家族の個人情報については、家族（家族代表者）の同意が必要です。同意署名欄は、利用者本人と家族（家族代表者）それぞれで設定してください。

## 【介護報酬・複数の看護師等による訪問】

複数名訪問加算の算定について、利用者から同意を得ていない。

同時に複数の看護師等で、又は看護師等が看護補助者とともに指定訪問看護を行う場合は、利用者又はその家族等の同意を得てください。

## 【訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成】

- ・ 訪問看護計画書において、家族のみの同意となっている。
- ・ 訪問看護計画書を利用者に交付したことが確認できない。

※訪問リハビリテーションにも同様の事例あり

個別サービス計画書においては、利用者本人の同意が必要であることから、利用者本人が代筆を必要とする場合は、本人署名欄に加えて代筆者欄を用いての家族等による署名としてください。

また、計画書を交付したことについても記録してください。

### 【参考事例】

訪問看護（介護予防）計画書	
作成年月日（令和 年 月 日）	
利用者氏名	様
以下の通り訪問看護サービス計画書の内容に同意・受領します。	
（同意日）	令和 年 月 日
（本人）	印
（代筆者）	印
（代筆者は本人が同意の範囲内で署名できない本人の署名を依頼の上、私が利用者本人の署名を代筆しました。）	
当ステーションでは、居宅訪問看護サービス及び利用者の希望に従って、下記の計画に沿って訪問看護及びリハビリテーションを実施致します。	
利用者（介護者）の希望	
主	
看護・	
要介	
I	
II	
III	
IV	
V	
サービス計画	

訪問看護ステーション  
管理者  
担当看護師  
臨床理学療法士  
説明者

国の通知が示す様式には利用者の同意署名欄及び、交付の事実についての記載欄はありません。事例では、記載欄を設けておりますが、同意及び交付について、記録上確認できれば可としています。

# 根拠法令等

## 条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

## 留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）

## 解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）